

横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（以下「条例」という。）（平成28年9月26日横浜市条例第45号）第13条に規定する横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な基本事項を定める。

(会議)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第3条 審議会は、公開とする。

2 審議会を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示に従い、傍聴しなければならない。

3 傍聴定員は、先着順で5人とする。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りではない。

4 会長は、傍聴者が会議運営の支障となる行為をし、指示に従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

5 傍聴者は、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(会議の非公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により審議会を非公開とするときは、会長は、その旨を宣告するものとする。

2 会長は、委員の発議により審議会を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 審議会を非公開とする場合において、会議場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者以外の者及び傍聴人を会議場から退去させるものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。